平成２２年（フ）第３５号
大分県宇佐市大字尾永井1004番地、申立時の住所大分県豊後高田市大字新地1575番地
債務者　塚﨑　陽介
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第５１号
大分県中津市大字伊藤田1988番地
債務者　髙屋敷美智子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７号
沖縄県宮古島市平良字荷川取276番地１　ひまわりコーポＡ101
債務者　東　純一郎
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第２９号
北海道古宇郡泊村大字茅沼村31番地の１
債務者　濱本　真理
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第２２８号
福井県越前市府中３丁目５番12号
債務者　赤星　由紀
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
福井市丸山２丁目2305番地　ガーデンポート201、旧住所福井市丸山３丁目307　ラフォーレ丸山105
債務者　前田かをる
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
長野市大字柳原1419番地１　柳原団地Ａ２―302
債務者　浪方　清美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目５番21号　ファミール仁川Ⅱ202号、前住所兵庫県西宮市生瀬武庫川町１番５―1203号
債務者　西村　明子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３９６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―201号、前住所福岡県宗像市日の里９丁目19番地14
債務者　鎌田　晶子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６９号
兵庫県尼崎市久々知１丁目３番30号近松サンマンション201号
債務者　合田　誠一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目10番18―202号、前住所兵庫県尼崎市武庫元町１丁目10番３号
債務者　濱田　　愛（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３３号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目122番地の５
債務者　松原　節子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３号
兵庫県朝来市和田山町柳原33番地35
債務者　丸尾　和成
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第４５９号
北九州市小倉北区片野４丁目15番13―308号
債務者　伊勢　貴之
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５１６号
北九州市八幡西区上の原３丁目17番19号
債務者　髙野　純一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５３１号
北九州市八幡東区春の町５丁目11番14号
債務者　遠藤加代子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５３２号
北九州市八幡東区春の町５丁目11番14号
債務者　遠藤　龍次
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５５３号
北九州市門司区永黒２丁目４番１―402号
債務者　黒木　浩一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部